

旭川工業高等専門学校技術職員（施設）採用試験案内

1. 採用予定者数及び時期

技術職員（施設） 1名

採用日（予定） 令和9年4月1日

2. 職務内容

旭川工業高等専門学校事務部において、本校施設の計画、設計、工事の発注、維持保全等に関する業務に従事します。主な内容は以下のとおりです。

- ・施設の整備に係る企画、調査及び整備計画に関すること
- ・施設の整備に係る工事の計画、設計、積算及び施工管理に関すること
- ・施設の維持保全に係る点検、保守、衛生管理に関すること
- ・施設マネジメントに関すること

3. 受験資格

次のいずれにも該当している者

- （1）大学、短期大学、高等専門学校の機械系又は電気系の学部又は学科を卒業した者（卒業見込みの者を含む）又は職歴、取得資格等によりこれと同等以上と認める者
- （2）常勤職員として1年以上勤務できる者であって、勤務に支障のない健康状態である者
- （3）昭和61年(1986年)4月2日以降に生まれた者

（雇用対策法施行規則第1条の3第1項3号のイ適用により、長期勤続によるキャリア形成を図るため）ただし、次の者は試験を受けられません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ②懲戒解雇又はこれに相当する処分を受けたことのある者で、その処分の日から2年を経過していない者
- ③日本国籍を有しない者で永住者等日本国内における活動に制限のない在留資格を有しない者

4. 応募手続

- （1）応募期限

令和8年9月24日（木）17時00分【必着】

- （2）応募書類等

①履歴書

市販の履歴書に記入日の3か月以内に撮影した写真（脱帽・上半身・正面向き）を貼付し、電話番号及びメールアドレスは本試験に関して必ず連絡を取れるものを記入して下さい。

②誓約書（本校指定様式）

③職務経歴書（必須ではありません）

A4判、任意様式。履歴書を補足する事項等があれば、作成してください。

(3) 応募方法

応募書類を郵送（簡易書留）又は持参により下記宛に提出してください。

なお、封筒の表には「技術職員（施設）採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 応募書類提出先及びお問い合わせ先

旭川工業高等専門学校総務課人事・労務係

〒071-8142 北海道旭川市春光台2条2丁目1番6号

電話：0166-55-8105

メール：s_jinji@asahikawa-nct.ac.jp

受付時間：8時30分～17時00分（日曜日、土曜日、祝日を除く）

5. 試験の方法及び内容等（日本語による出題となります。）

試験の方法		試験の内容
第一次選考	書類審査	履歴書及び職務経歴書にて選考を行います。
第二次選考 ※第一次選考 合格者を対象 に実施	筆記試験 基礎教養（択一式） 〈45分/60問〉 事務能力（択一式） 〈10分/50問〉 適正検査（択一式） 〈15分/100問〉 小論文〈60分〉	言語知能／数理計算／論理推考／一般知識／行政法律 計算／分類／照合／置換 行動予測判定／情緒的側面判定／対人関係面判定／職務判定 総合的な能力を判定するために小論文を書いてもらいます。 なお、テーマは当日発表します。
第三次選考	面接試験（個人）	実際の人物像や業務適正等を確認するために面接員による面接を行います。

6. 試験日程及び試験会場等

選考区分	試験日（受付期間）	試験会場	結果通知
第一次選考	令和8年9月24日（木） 17時00分必着	—	第一次選考終了後、 個別に通知します。
第二次選考	令和8年10月7日（水）	旭川工業高等専門学校	第二次選考終了後、 個別に通知します。
第三次選考	令和8年10月29日（木）以降 ※結果通知に記載します	旭川工業高等専門学校	第三次選考終了後、 個別に通知します。

7. 選考結果

選考結果はそれぞれの選考終了後、速やかに文書又は電話にて個別に通知します。

なお、受験資格や履歴書の記載に重大な誤りや虚偽があった場合は、その時点で選考を取り消します。最終選考者（合格者）であった場合は、合格を取り消します。

また、試験の成績や選考内容等については開示しません。

8. 待遇等

（1）給与

①「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」に基づき決定します。

（学歴や採用前の職歴に応じて決定します。）

昇給：1年間の勤務成績に応じて昇給します。（年1回：1月）

②期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）の他、支給要件を満たす場合は、

各種手当（住居手当、通勤手当、扶養手当等）が支給されます。

（2）労働時間、休日休暇等

①労働時間は、原則として1日7時間45分（週38時間45分）です。

（超過勤務あり）

②休日は、日曜日、土曜日、祝日、年末年始です。その他「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」に定める年次有給休暇等の制度があります。

③学校行事等による休日出勤があります。

（3）勤務地

勤務地は、本校所在地（北海道旭川市春光台2条2丁目1番6号）となりますが、その後、道内高専（函館高専、苫小牧高専、釧路高専）での勤務や、必要に応じ、高専機構本部事務局、国立大学法人等での勤務となることがあります。

（4）福利厚生

①文部科学省共済組合へ加入することになり、短期給付事業（病気、けが等を受けた組合員に対する給付）、長期給付事業（年金）、福祉事業（保養施設の利用、貯金等）が受けられます。

②雇用保険、労災保険に加入します。

（5）定年

65歳

9. その他

（1）本試験の受験にかかる費用は、すべて応募者の負担となります。

（2）応募者から取得する個人情報、本試験の目的を達成するために利用するものであり、本試験に関係のない第三者への提供及び公表されることはありません。

（3）応募書類は、原則返却しません。

（4）試験の成績や選考内容等については開示しません。

(5) 業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となる場合があります。※

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じることとなる可能性があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」

という。)による改正前の刑法第七十八條の二、第八十一條第三項若しくは第二百四十一條の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一條の規定による改正前の刑法第七十六條から第七十八條までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二條第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三條の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四條の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一條前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三條 第二條第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四條第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二條の規定による改正前の刑法第十二條に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2條第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2條及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であつて、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

誓 約 書

私は、貴校の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、裏面記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。
2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

年 月 日

住 所：

氏 名：

(参照条文)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第一百七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。